

# 『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画制作業務 プロポーザル募集要綱

## 1 趣旨

『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画制作業務（以下「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

## 2 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体等で、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 提出資料（5（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

## 3 事業費

¥1,000 千円（消費税を含む）を上限とする。

## 4 業務内容

別紙『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画制作業務 仕様書の通り

## 5 プロポーザルに係る手続

### (1) 募集要綱の配布及び提出資料の提出

令和 5 年 7 月 28 日（金）から同年 8 月 10 日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の各日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（ただし、8 月 10 日は、午後 5 時まで）。

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 5 時までに事務局に到着するように郵送で提出すること。

### (2) 募集要綱の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 5 年 7 月 28 日（金）から同年 8 月 7 日（月）までの間（土曜日、日曜日及

び祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時30分まで(ただし、8月7日は、正午まで)。

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年8月8日(火)までに、質問者に回答する。

**(3) 書類の作成及び提出**

この募集要綱のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「提出資料」という。)各6部

ア 応募申請書(様式1)

イ 提案者概要兼企画提案書(様式2)

ウ 経費積算見積書(様式任意)

エ 添付書類

会社概要等提案者の概要を説明する書類

その他提案内容を説明する参考書類(様式任意)

納税証明書(3) ※1部

**(4) 費用負担**

提出資料の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

**(5) 提出資料の取扱い**

提出資料は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 6 審査

**(1) 審査の方法**

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して提出資料の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 考え方 事業趣旨・目的の理解

イ 実施体制 人員体制、作業スケジュール等

ウ 実施内容 障害福祉の専門性に対する理解、動画構成、独自性、完成度等

エ 経済性 積算の具体性、効率性等

オ 実現性 類似の制作実績等

カ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

**(2) 審査の結果の連絡**

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

## 7 業務の内容等

(1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの(以下「選定業務者」という。)と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(3) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係

- 帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。
- (4) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (5) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

## 8 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課 女鹿、平入  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電 話 078-341-7711 (内線 2962)  
F A X 078-362-3911  
電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp